

四街道市立旭中学校いじめ防止基本方針

1. いじめの防止等に関する基本理念

いじめは、それに関係する者に対して、将来に渡って内面を深く傷つけるものであり、子どもの心身の健全な成長に影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を醸成する上で重要であると考えている。そのためには、全教育活動において、生命や人権を尊重する心の育成や、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観・指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。本校は学校教育目標に『豊かな心を持ち、主体的に未来を切り拓く生徒の育成』を掲げている。「安心して生活できる学校」、「自分も周囲の人も大切にできる生徒」、「生徒にとって居心地の良い集団を育てる教師」を目指すという認識のもとに、ここに旭中学校いじめ防止基本方針を定め、暴力や暴言を排除し、いじめを許さない学校づくりに全力で努める。

(1) いじめの定義

本方針における「いじめ」とは、いじめ防止対策推進条例の定義に則るものとする。

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。

「いじめ防止対策推進条例(第二条)」

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、その特質を十分に認識し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権の侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えは間違っている。
- ⑤ いじめは、その態様により、傷害や恐喝等の犯罪として法令に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、学校、家庭、地域などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、嘘、悪口など、不快なことを言われたり見せられたりする。
- ・意図的な仲間外れ・集団による無視をされる。
- ・遊びの一環として叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、非難や誹謗中傷、個人情報の流出等の嫌なことをされる。

(3) いじめ問題の解消

いじめ問題の解消は、いじめの加害者が被害者の人権を侵害していることやその心情を理解し、いじめを止めて、加害者と被害者がともに安心して学校生活を送れる環境になった状態とする。問題の解決に向けて、生徒や保護者に対しては正確で丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

2. いじめ防止等への組織的対策について

(1) 名称 「いじめ対策委員会」

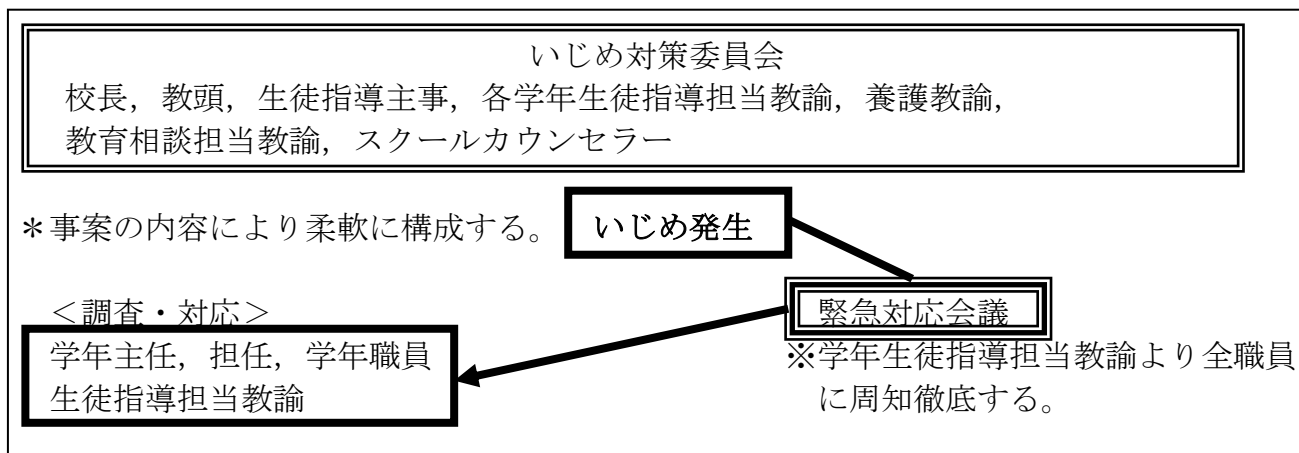
(2) 構成員 校長，教頭，生徒指導主事，各学年生徒指導担当教諭，養護教諭，教育相談担当教諭，スクールカウンセラー

(3) 定例会議 週に1回実施する。（必要に応じて、臨時に招集し協議，対応する）

(4) 役割

- ア いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ いじめ防止の年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組みの有効性のチェック
- ク いじめ防止基本方針の見直し

(5) いじめ対策委員会組織



3. いじめの未然防止について

(1) 教職員の意識向上

- ・日頃より学校に所属する生徒の一人一人に対して生徒理解を深め、その人格を気遣い、個に応じた指導を心掛ける。
- ・教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを、全職員が十分に認識する。
- ・過度の競争意識，勝利至上主義等で生徒のストレスが高まり，いじめに発展することがないようにする。
- ・教職員が日頃から暴力や暴言に対して敏感になり，毅然と指導していく。
- ・いじめ防止に向けて適宜研修を取り入れていく。

(2) 「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードにした学級づくり（学級経営）を行い、「自己有用感」と「充実感」を感じることが出来る場面や機会を設定することに努める。

(3) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」づくりに努める。

- ・生徒に自己決定の場を与えること
- ・生徒に自己存在感を与えること
- ・共感的人間関係を育成すること

(4) 年間を通じて，道徳教育の推進を図り，望ましい道徳的実践力の育成に努める。

- ・年間計画にいじめに関わる題材を取り上げ，実践する。

(5) 生徒会活動により，いじめ防止を訴え，自治活動に取り組む。

- ・生徒総会にて生活安全委員からいじめゼロ宣言の提案
- ・生活安全委員によるイエローリボン運動の実施
- ・いじめ撲滅キャンペーン

(6) インターネット，SNSの利用について

インターネットやSNSを通じて発信される情報の特性を踏まえて，生徒及び保護者が効果的に対処できるように，情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。

(7) 家庭，地域，関係機関との連携

いじめに対する学校の認識や対応方針を周知し，協力と情報提供の依頼を行う。

- ・学校便り，学年便り，ホームページを通して啓発活動の実施
- ・保護者会やミニ集会での啓発活動の実施
- ・地域や関係機関とは，関係者会議等で情報を共有するなどといった連携をすすめる。

4. いじめの早期発見について

いじめは、早期に発見することが、早期の解消につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員は生徒の小さな変化や兆候を敏感に察知し、真摯に対応する。又、そのほかにいじめに対する実態把握を定期的に行う。

(1) **日々の観察** ～常に職員は生徒とともにある～

いじめを相談することは非常に勇気がいることである。そのため、日常生活の中で教職員が積極的に声かけをするなど、生徒達が日頃から気軽に相談できる雰囲気をつくるとともに生徒に「いじめを通報することは恥ずかしいことではなく、仲間を助ける行為である」という姿勢を常に職員から発信していく。

出席状況や健康観察、授業態度、休み時間や昼休み、放課後の雑談や部活動等の機会に、生徒達の様子に目を配る。共に過ごす機会を積極的に設けることで、早期発見に努める。またその際、教職員はいじめ発見のためのチェックリストの項目を参考に観察する。

(2) **日記の活用**～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

全ての生徒と日記（学級日誌を含む）のやりとりをする。担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、個別面談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(3) **教育相談（学校カウンセリング）の充実**～気軽に相談できる雰囲気づくり～

学期毎に教育相談週間を設け、定期的に生徒と教職員との教育相談を実施する。相談の結果については、生徒指導担当教諭や養護教諭等の構成員で毎週1回実施している生徒指導部会議等で情報をまとめ、翌朝の職員打ち合わせで全職員に共有する。なお、本校では、全校生徒を対象にスクールカウンセラーと相談する時間を設定しており、スクールカウンセラーとの連携をすすめている。

(4) **いじめ実態調査アンケート**

市教育委員会作成による生徒用のいじめ実態調査アンケートを学期毎(5月,10月,1月)に実施する。結果の集計や分析には、学年職員を中心に複数の職員である。

(5) **相談ポストの設置**

以前から設置している職員室前の相談箱を今後も活用していく。学校便りや学級担任を通して生徒保護者に周知し、管理職及び生徒指導主事が定期的にポスト内を確認する。相談があった場合は、いじめ対策委員会で対応を検討する。

(8) **保護者からの情報**

日頃からの連絡に加え、市教育委員会作成による保護者用のいじめ実態調査アンケートを年に1回(1月)実施する。情報に基づき、直ちに事実の調査・確認を図り、近日中に担任と学年主任が双方の家庭に調査結果の報告(連絡)をする。調査の結果、事実確認が不明な場合でも、継続調査と経過を報告することを約束する。また、いじめられている生徒を絶対に守ることを約束する。

(9) 相談窓口の周知を行う。

ホームページや学校便り等を活用し、学校内外の相談窓口を周知する。

本校いじめ通報窓口	電話番号 043(432)8451
	担当 教頭, 生徒指導主事
青少年育成センター	電話番号 043-421-7867

5. いじめへの対応について

いじめがあると確認された場合は、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。「いじめ対策委員会」で指導方針を迅速に決定し、教職員への周知と共通行動の確認をし、組織的に対応していく。

(1) 事実の確認

- ・いじめを受けた生徒と行った生徒、それらに関わった生徒、すべての教職員から情報を収集し、事実を正確に把握する。
- ・具体的な情報を詳しく整理、記録して事実を確認する。

(2) いじめを受けた生徒・保護者に対して

①いじめを受けた生徒・保護者への支援

- ・事実確認で把握した状況を丁寧に説明する。
 - ・学校の指導方針を説明し、協力を依頼する。
 - ・状況に応じてカウンセラーなど専門職を活用して支援する。
- ②いかなる理由があっても、いじめられた生徒を守り通す姿勢で問題の解決にあたる。
- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきりと示し、できる限りの不安を除去していく。
 - ・複数の職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
 - ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の人）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。

(3) いじめを行った生徒に対して

①行ったことについては、毅然とした態度で指導する。

- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させる。
- ・いじめは、人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの責任を自覚させる。
- ・いじめを受けた生徒やいじめを申告した生徒に対し、圧力をかけることは許されないということを理解させるように指導する。
- ・生徒間、保護者間で連絡し合う機会を作り、相互の気持ちを伝え理解し、今後の良い人間関係構築につながる支援をする。
- ・自分を省みなかったり、繰り返しいじめを行ったりする場合は、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。

② いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせる。

- ・被害生徒の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- ・いじめに至った心情やグループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・状況に応じて、カウンセラーなど専門職を活用して指導にあたる。

(4) いじめを行った生徒の保護者について

①問題解決に向けて、協力を求める。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者へ報告する。
- ・加害生徒と同席で、事実関係の確認を行う。
- ・事実に対する保護者の理解や納得が得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行う。

(5) 傍観者（周囲の生徒）への指導

- ・いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、周囲で傍観している者がいることで、より深刻な問題になるということを理解させる。
- ・いじめが発生したした場合、被害者に寄り添える正義感の育成を図る。

6. 重大事態への対処について

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、次の事態にあると認めた、重大ないじめ問題を指す。

- | |
|--|
| <p>① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【いじめ防止対策推進法第20条1号, 2号】</p> |
|--|

(2) 重大事態に関する事実確認

- ・事実の確認は、「いじめ対策委員会」のメンバー、関係生徒の担任及び学年主任を中心に行う。
- ・要因となったいじめ行為の態様（時間、誰から、どのように）を調査し、学校・教職員の共通対応を速やかに確認する。

(3) 事実関係の確認後の対応

- ・重大事態の認知後、速やかに四街道市教育委員会に報告し、その後の指示を仰ぐ。
- ・教育委員会、警察、児童相談所等との連携は、教頭を窓口に行う。
- ・学校は、調査によって明らかになった事実関係について隠蔽をせずに説明・報告する。これらの調査及び情報提供に当たっては、生徒等関係者のプライバシーに十分配慮する。

7. 公表・検証・評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針をホームページで広く公表する。

- (2) 学校いじめ防止基本方針の取り組みについて年度ごとに検証を行い、これに基づいて改善を図る。
- (3) 学校いじめ防止基本方針の取り組みについて、年度毎に保護者、生徒、所属職員、その他関係者により評価する。(学校評価の項目に加える)
- (4) 学校いじめ防止基本方針について、検証や評価に基づいて年度末毎に見直しを行う。

8. 年間計画

	学 校 行 事	いじめ問題に関する活動
4月	入学式 授業参観・保護者会 職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針について全職員で確認 ・保護者会での基本方針の説明 ・研修で生徒指導共通理解 ・いじめ対策委員会
5月	生徒総会 教育相談 3学年修学旅行 1学年校外学習	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会でいじめ撲滅イエローリボン活動 ・事前アンケートを基にした定期教育相談 ・校外学習を通じた人間関係づくり(1・3学年) ・いじめ対策委員会
6月	2学年自然教室 3年3者面談	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習を通じた人間関係づくり(2学年) ・市教育委員会作成いじめ撲滅生徒アンケート,現状の確認 ・三者面談を通して家庭での生徒の様子確認 ・情報モラル出前授業(SNS, インターネットとの関わり方) ・いじめ対策委員会
7月	学年末保護者会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修
9月	避難訓練 体育祭	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業を明けての生徒観察 ・体育祭を通じた人間関係作り ・いじめ対策委員会
10月	みずなら祭	<ul style="list-style-type: none"> ・事前アンケートを基にした定期教育相談 ・みずなら祭を通じた人間関係づくり ・いじめ対策委員会
11月	三者面談・教育相談 1年職業セミナー 2年職業体験学習	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会作成いじめ撲滅生徒アンケート,現状の確認 ・全校道徳 ・いじめ対策委員会
12月	保護者面談	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者面談を通して家庭での生徒の様子確認 ・いじめ対策委員会
1月	教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・希望制教育相談の広報と実施 ・市教育委員会いじめ撲滅生徒アンケート, ・市教育委員会いじめ撲滅保護者アンケートの実施 ・いじめ対策委員会
2月	入学説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会いじめ撲滅アンケート評価 ・いじめ対策委員会
3月	卒業式 保護者会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会

